

第6回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和4年11月1日（火） 午後3時00分～午後4時35分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

(公益代表委員) 杭田委員、齋藤委員、高橋委員、細田委員、丸山委員

(労働者代表委員) 小菅委員、小林委員(欠席)、佐々木委員、原委員、
吉田委員(欠席)

(使用者代表委員) 菊池委員(欠席)、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、
松川委員

(事務局) 稲原局長、市川労働基準部長、菅原賃金室長、佐々木賃金室長補佐

4 議 事

(1) 岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果について

(2) 岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（金額審議、採決
及び答申）

(3) その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小菅孝広委員、使用者代表委員から熊谷敏裕委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

(1) 岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果について

(2) 岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び
答申）

○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果について」及び（2）「岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）」を一括で審議いたします。改正決定の審議の行われた4産業全ての部会が既に結審しておりますので、順次、各部会の審議結果について、部会長から報告をお願いします。

それではまず、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会からご報告をお願いします。

○細田部会長

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会について報告いたします。

当専門部会は10月21日、10月31日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねてまいりましたが、労使の合意を得るに至らず、労使双方からの申出のより公益委員案を提示し採決（賛成4、反対3）により次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額878円を30円引き上げ、908円（引上げ率3.42%）とする。」

また、発効日については採決を行い、全会一致で次のとおり結審いたしました。

「発効日は法定発効とする。」

なお、審議結果報告につきましては、写しを配付させていただいておりますのでポイント部分を事務局から説明いたします。

（資料No.1「岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」に基づき、事務局から同専門部会の審議経過が説明された。）

○丸山会長

それでは次に、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会からご報告をお願いします。

○細田部会長

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金部会について報告します。

当専門部会は10月13日、10月25日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねてまいりましたが、労使の合意を得るに至らず、労使双方からの申出により公益委員案を提示し採決（賛成3、反対3、可否同数につき部会長決定）により次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額856円を30円引き上げ、886円（引上げ率3.50%）とする。発効日は法定発効とする。」

なお、審議結果報告につきましては、写しを配付させていただいておりますので、ポイント部分を事務局から説明いたします。

（資料No.2「岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」に基づき、事務局から同専門部会の審議経過が説明された。）

○丸山会長

それでは次に、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会からご報告をお願いします。

○齋藤部会長

それでは、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の結果について、報告をいたします。

当専門部会は10月18日、10月31日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねてまいりましたが、労使の合意を得るに至らず、労使双方からの申出により公益委員案を提示し採決（賛成3、反対3、可否同数につき部会長決定）により次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額847円を30円引上げ877円（引上げ率3.54%）とする。発効日は法定発効とする。」

なお、審議結果報告につきましては、写しを配付させていただいておりますので、ポイント部分を事務局から説明いたします。

（資料No.3「岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」に基づき、事務局から同専門部会の審議経過が説明された。）

○丸山会長

それでは最後に、岩手県自動車小売業最低賃金専門部会からご報告をお願いします。

○高橋部会長

岩手県自動車小売業最低賃金専門部会について、報告いたします。

当専門部会は10月18日、10月27日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねてまいりましたところ、労使双方で意見の一致に至りましたので、審議の結論をもって採決を行い、全会一致で次の通り結審いたしました。

「現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額879円を24円引き上げ903円（引上げ率2.73%）とする。発効日は法定発効とする。」

なお、審議結果報告につきましては、写しを配付させていただいておりますので、ポイント部分を事務局から説明いたします。

（資料No.4「岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書」に基づき、事務局から同専門部会の審議経過が説明された。）

○丸山会長

ありがとうございました。

各部会長から専門部会の審議結果について、事務局の代読による報告が

ありました。専門部会委員の皆様には連日、また長時間にわたって真摯な審議を尽くしていただき、本当にありがとうございました。

専門部会の審議結果について、委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。

○瀬川委員

昨日の電子部品・デバイスの専門部会もかなり時間がかかりましたし、今のご報告があった中身を見ますと、4部会中3部会が公益委員案を提示しての採決ということで、全会一致には至らなかったという中身なのですが、今の資料1から4までの各専門部会の第2回、第3回で出席した委員の名前を報告書に記載してはどうかと思います。全会一致であればいいと思いますが、採決の場合、出席した委員がどなたなのか、欠席する委員もいらっしやっただので、来年度からは、各専門部会の記録に関しては出席した委員の名前を入れた方が良くと思いますが、いかがでしょうか。

○丸山会長

名前の記載は従来どうだったかということと、内部資料の取扱いについてということになるかと思いますが、名前を出すことに何か問題があるか、併せてお考えいただきたいと思います。ご提案としては、最終的には採決になる、ならないに関わらず、実際に欠席者がいるのだから委員の名前を付したらどうかということですが、まずは事務的にはどうでしょうか。

事務局、よろしいでしょうか。

○事務局

まず、従来のやり方はこのとおりであり、昨年度もこのような書きぶりです。出席委員の名前の記載につきましては、今後そのようにするべきだということであれば、そのようにさせていただきたいと思います。ただ、懸念しているのは、今回のこの本審議会も公開なのですが、公開で資料が配られるため、その点だけが気になりますが、皆さんがよろしいということであれば、そのようにさせていただきます。

○丸山会長

この審議会の意向に従うということですが、本審そのものが公開されているので、資料として出てきたときにその資料は配付されるので、そこに記載されるということになる訳ですが、それで問題がないかどうかということですね。

○瀬川委員

専門部会については非公開ということですが、結果として誰が出て、発言自体は個人の名前が載っていない状態になっていますので、あくまでも労働者側と使用者側の委員の誰が出席したのかということに関しては非

公開にする理由はないのではないかと考えます。

○丸山会長

これについては、皆さんの意見を聞いてからということになります。特にご異論というか、慎重に考えた方がいいのではないかというご意見がありましたら是非お願いします。そうでなければ、皆さん責任のあるお立場で出て来ておられますので、こういう委員の中で議論が行われたということだけは、公開しても大きな問題にはならないのではないかということです。

○原委員

すみません、確認ですが、基本的に1枚目には参加者として専門部会の委員の名前が出ています。次に2回目、3回目の各専門部会の表題のところに参加者の名前が載るのは問題ないと思いますが、最後の採決のところに誰が賛成、誰が反対ということ載せるのは避けた方が良くはないかと思えます。結局分かってしまうとは思いますが、そこは避けた方が良く思えます。

○丸山会長

必ずしも労使で一致しているとも限らず、労使の中でも意見が割れているかもしれないですし、誰が賛成した、反対したということまで示すのには問題があるのではないかということですね。ただ、通常の議事録には何時から何時までで、誰が出席、欠席ということは載っているもので、そこまでであれば問題はないというご意見でした。瀬川委員、そのような扱いということによろしいですか。

○瀬川委員

はい。今、原委員がおっしゃっていたような想定でした。

○丸山会長

最初の日時などが示されているところに出席者が載るということで、特に問題がなければそのようにいたしましょう。今後は各専門部会の開催日時が載っているところに出席者を記載するという事で取り扱いたいと思います。

ほかにご質問等ございますか。

(質問等はなかった。)

はい、それでは、質問意見等については終了して、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等はなかった。)

それでは、各専門部会の審議結果をもって、各特定(産業別)最低賃金の改正決定についてご提案申し上げ、採決したいと思います。採決につい

ては産業別、また金額と発効日それぞれ別の形で一つ一つ個別に行いたいと思います。

まず、鉄鋼分野の金額についての採決を行います。「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額878円を30円引き上げ908円（引上げ率3.42%）とする。発効日は、法定発効とする。」ということですが、878円を30円引き上げ908円とするという引上げ額についての賛成、反対の採決を行いたいと思います。

〈採決〉

賛成8人（公益代表委員4人、使用者代表委員4人）、反対3人（労働者代表委員3人）により議決された。

○丸山会長

8名の賛成、3名の反対ということで、賛成多数と認めます。

それでは発効日についてですが、発効日は法定発効とするということについてです。

〈採決〉

賛成11人（公益代表委員4人、労働者代表委員3人、使用者代表委員4人）、反対0人により議決された。

全会一致と認めます。ありがとうございました。

それでは、発効日は、法定発効とするという結論です。

○丸山会長

次に参ります。

現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額856円を30円引き上げ886円（引上げ率3.50%）とする。発効日は、法定発効とするということですが、まず引上げ額、856円を30円引き上げ886円という額についてです。

〈採決〉

賛成8人（公益代表委員4人、使用者代表委員4人）、反対3人（労働者代表委員3人）により議決された。

○丸山会長

8名の賛成、3名の反対ということで、賛成多数と認めます。

それでは発効日についてですが、発効日は法定発効とするということについてです。

〈採決〉

賛成11人（公益代表委員4人、労働者代表委員3人、使用者代表委員4人）、反対0人により議決された。

全会一致と認めます。ありがとうございました。

それでは、発効日は、法定発効とするという結論です。

○丸山会長

それでは次に参ります。

現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額847円を30円引き上げ877円（引上げ率3.54%）とする。発効日は、法定発効とする、ということですが、まずは、引上げ額、847円を30円引き上げ877円とするということについてです。

〈採決〉

賛成5人（公益代表委員4人、労働者代表委員1人）、反対4人（使用者代表委員4人）、賛成・反対を表明しなかった者2人（労働者代表委員2人）により議決された。

○丸山会長

5名の賛成、4名の反対ということで、賛成多数と認めます。

それでは、発効日ですが、発効日は法定発効とするということについてです。

〈採決〉

賛成7人（公益代表委員4人、労働者代表委員3人）、反対4人（使用者代表委員4人）により議決された。

○丸山会長

7名の賛成、4名の反対ということで、賛成多数と認めます。

それでは、発効日は、法定発効とするという結論です。

○丸山会長

それでは、次に参ります。

現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額879円を24円引き上げ903円（引上げ率2.73%）とする。発効日は、法定発効とする、ということですが、まず、引上げ額、879円を24円引き上げ903円とするということです。

〈採決〉

賛成11人（公益代表委員4人、労働者代表委員3人、使用者代表委員4人）、反対0人により議決された。

○丸山会長

全会一致で賛成と認めます。

それでは、発効日ですが、発効日は法定発効とするということについてです。

〈採決〉

賛成11人（公益代表委員4人、労働者代表委員3人、使用者代表委員4人）、反対0人により議決された。

○丸山会長

こちらも、全会一致で賛成と認めます。発効日は、法定発効とするという結論です。

それでは、この審議結果について、労使双方からご発言があればお願いします。

○佐々木委員

全日程について、皆様のご尽力により採決を迎えましたことに改めてお礼を申し上げたいと思います。

専門部会の中でも申し上げてきましたが、岩手県最低賃金の急激な引き上げ幅によって飲み込まれる産業もありました。しかし、特定(産業別)最低賃金の優位性というのは、岩手県最低賃金に対して優位性をもって企業の人材をしっかりと確保するために必要なことであると思います。今後も労使のイニシアティブを発揮し、しっかりとした審議ができるよう、お願いしたいと思います。結果は結果として厳粛に受け止めたいと思います。

○丸山会長

それでは使用者側からお願いします。

○瀬川委員

まとめに関しては藤田委員にお願いするとして、今後労使双方が考えていかなければならないのではないかと、気になった点が一点だけあります。私が担当した電子デバイスの専門部会の時に、実際に労働者側の委員にもお話ししましたが、使用者側は中小企業の経営の実態がどうなのか、統計データだけではなく、実際に経営者から話を聞くなどかなり調べました。実際に電子デバイスの企業は、1個、2個の部品が入って来ないがために未完成のものを在庫として、お金に換えられない状態の中で抱えております。部品だけを仕入れて、仕入れ代金でどんどんお金が出て行ってしまう状況であり、リーマンショックや震災のときよりも今の方が本当に厳しいという実態をお話ししました。

また、労働者側の皆さんとの共通の認識だと思いますが、労使双方が未組織労働者の生活実態などを把握する努力をもう少ししなければならないと思います。昨年度の審議会の中で、今後の審議会の課題として、中小企業で働く未組織労働者の方々の実態をどうとらえるかという議論がありましたが、残念ながら今回の私どもの電子デバイスの専門部会ではその部分が、噛み合わなかったかなと思います。労働者側からは、パートや非正規の方の実態のお話はありましたが、92%の中小企業での未組織労

働者の実態がどうかといったことを、もう少しつかんだ形で審議できればよかったのではないかと感じております。

○丸山会長

未組織労働者の実態を把握する必要性ということは、ある程度議論になったことはありまして、労働者側の方はもちろんご努力されていると思いますが、その点について今後のことを含め、労働者側からの受止めを伺いたいと思います。

○佐々木委員

私も連合、またはそこに関連する組合の皆さんも企業に属しています。特に組合が主体的にある企業では、組合員だけを見ている訳ではなく、そこに付随して働いている方、また、派遣の方も来ているということで、日々実態的な話を受けていることもあります。その話を踏まえて多少なりとも改善が必要だということもあり、未組織労働者の話をさせていただいています。ただ、データとして本当はどうなのかということになると、そこも調べることになると思いますが、組合員がいる職場の中に未組織労働者の方々がいる中で「こういうことが問題だ」ということを組合に上げてくるところもあるので、そういうところはしっかりと話が出来ているということでご理解いただきたいと思います。それを92%全部調べるために労働者の末端にまで話を聞きに行くというのはなかなか難しいところもあります。未組織のところには入ってくれるなという企業もありますので、労働組合があるところでの未組織労働者の実態として、そういう話があるということで、この特定(産業別)最低賃金の専門部会でもお話しさせていただいているということです。

○丸山会長

実態把握の必要性は認識しているし、その努力もしたいということですね。

○瀬川委員

別に労働者側だけを責めている訳ではなく、先ほども申し上げたとおり、中小企業の経営の実態をお話ししている中で、出てくるのは大企業に勤めている組合員の話なので、そこでどうも話がうまく噛み合わない感じを受けました。難しいとは思いますが、さらに中小企業の未組織労働者の実態把握に努めていくためには、ここにいる皆さんの知恵と工夫で改善していくしかないかなと思っています。

○丸山会長

おそらく、中小企業の未組織労働者の実態を把握して審議したいということは、労使共に一致するのではないかと思います。ただ、中小企業の経

営実態と未組織労働者一人一人の実態を本気で調べるといふのはかなり大変なことなので、労働者側にはご苦勞もあるだろうと思ひながらお話を聞いておりました。ただ、いずれにしても目指すところは一致していると思ひますのでよろしいでしょうか。

それでは使用者側から総括的なお話をお願いします。

○藤田委員

公益委員の皆様、また労働者側の皆様、お疲れ様でございました。今、関連いたしまして瀬川委員から問題提起されたこと、これは今後の話ということも含めますが、県内には二つの要素があると思ひております。一つ目の要素は、県内の中小企業、小規模事業者数は99%以上、そこで働く人は92%以上となっていること。そして二つ目の要素は、県北地域、沿岸地域と内陸地域の所得も含めた雇用労働の差というのが実態としてあるということです。それらを再認識していただいて来年度の審議に臨んでいただきたいと思ひます。この特定(産業別)最低賃金の審議の結果ですが、厳粛に受け止めまして、最低賃金制度の枠の中で議論に努めた結果だと考へています。皆様に感謝しております。願わくは労使が一体となって、この厳しい経済状況を頑張つて脱して、明るい岩手となることを切望いたしまして、総括的なコメントとさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山会長

最後の点については労働者側も一致していますね。

それでは労使それぞれの受止めと今後の課題ということをお話しいただきました。

事務局は答申文の準備をお願いします。

(答申文(案)が、各委員に配付された。)

机上に配付されたと思ひますので内容をご確認願ひます。

本案をもって、岩手地方最低賃金審議会の答申文としてよろしいかどうか、委員の皆様にお諮りをいたします。

(反対はなく、答申文(案)が承認された。)

岩手地方最低賃金審議会は、令和4年9月8日に岩手労働局長から岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について諮問を受け、本日まで、鋭意、調査審議を重ねてまいりましたところ、本日、意見をまとめることができましたので、この意見をもって岩手労働局長に答申いたします。

〈岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)〉

丸山会長から答申文が読み上げられた後、丸山会長から稲原局長に、岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について答申文が手交された(最

低賃金法第15条（特定最低賃金の決定等））。

○丸山会長

それでは、今後の手続きや日程等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本日、答申をいただきましたので、本日付けで最低賃金法第15条第3項の規定に基づきまして異議申出の公示を行います。異議申出期間は公示日の翌日から起算して15日間となっており、11月16日（水）が異議申出の期限となります。

異議の申出がない場合は、審議会の意見をもって官報公示手続きに入り、手続きが順調に進みますと、12月1日（木）の官報に掲載され、12月31日（土）に法定発効されることとなります。

異議の申出があった場合は、各委員の日程調整をした結果、11月18日（金）に本審を開催し、異議の申出について審議し、答申をいただくこととなります。異議申出が否決されますと令和5年1月1日（日）に法定発効されることとなります。

○丸山会長

ただ今の事務局の説明に、ご質問等ある委員の方はご発言をお願いします。（質問等はなかった。）

(3) その他

○丸山会長

それでは、議題（3）「その他」に入ります。事務局に用意している議題はありますか。

○事務局

3点ほどございます。

1点目は、令和4年8月23日の岩手県最低賃金の改正決定について答申の付帯決議事項についてです。局長から報告させていただきます。

（稲原局長から付帯決議事項を本省に上申した旨報告した。）

続きまして、2点目は、実地視察についてです。地域の実態を直接認識することを目的に、来年度も6月中旬を目途に実地視察を実施したいと考えておりますが、視察対象業種、対象地域、実施時期、実施方法等についてご意見、ご検討をお願いします。本日の検討結果を踏まえ、事務局では次回以降に開催する本審において、視察対象等について別途提案をしたいと思っております。

○丸山会長

実地視察については今年度、しばらくぶりに実現できた訳ですが、事務

局とすれば準備の都合上、特にどういう業種や地域にしてほしいということを早めに聞いておけば、事前準備し易いということですので、この場で具体的なご要望、ご意見等があれば是非ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○原委員

沿岸北部について、お話を聞けるのであれば聞きたいと思っています。内陸北部の方はお話が聞けたので、対象地域として沿岸北部で検討していただければと思います。

○丸山会長

地域については沿岸の北部で適切なところというご意見が出ましたが、ほかにいかがですか。

具体的なことは次回の審議の中でということになりますが、大体どういう地域や業種で探してほしいということがあれば、今出していただけると助かるということです。

○瀬川委員

逆に事務局にお聞きしたいのですが、いろいろな制約がある中で実地調査の場所や企業さんを決めなければならないと思いますが、具体的にこういうところは厳しいだとかそういう基準のようなものはあるのでしょうか。

○事務局

基準というのは特にありませんが、業種によっては企業が絞られますので、探すのが困難な場合があるかもしれません。例えば、今年度そうだったのですが、飲食・宿泊業というのは結構厳しいです。規模の小さな企業には視察に行きづらいですし、規模が大きな企業には、地域別最賃の観点からするとあまりそぐわないです。そういったことからすると中規模の企業となりますが、探しやすいところと探しにくいところがあるかもしれません。あとは地域ですが、沿岸北部ということになりますと、そもそも企業数が少なくなりますので、ほかの地域に比べると探すのが難しいと思います。

○瀬川委員

基本的には日帰りですか。

○事務局

そのとおりです。

通常は2か所、遠ければ1か所になることもあるかと思います。基本的には特定(産業別)最低賃金ではなく、岩手県最低賃金が適用されている業種と考えています。

○丸山会長

趣旨からいくとそうなりますね。

いずれにしても事務的に決めるのが難しい、難しくないということはありますが、とにかく要望を聞いたうえで実現可能なところを探すということになるかと思います。

○熊谷委員

地域的には原委員がおっしゃったように、可能であれば沿岸北部で良いのではないかと思います。ただ、事務局からのお話のとおり、沿岸北部となると、企業探しがなかなか難しいのではないかと思いますので、例えば宮古、上閉伊郡、下閉伊郡辺りまでを含めて考えていただければ良いのかなと思います。それから、あまりにも北にあるところと宮古の2か所に行くというようなことはできないと思うので、可能であれば2か所くらい行けると非常に参考になりますので、そのように希望します。

○丸山会長

可能であれば沿岸北部だけれども、少し範囲を広げて、できれば2か所行けると良いということですね。

○小菅委員

沿岸北部ということにはまったく異論はありませんが、使用者側の皆さんが先ほどから県北のお話をされています。実態把握のためにも、沿岸北部となると遠いという意見があるので、そうすると岩手の北側にフューチャーさせていただければ、企業は少なくなるかもしれないですが、伺えるところは見えてくるのではないかと思います。

それから、前回県南に行ったとき、労働局の官用車にみんなで乗っていきましたが、あのスタイルは変わらないのでしょうか。例えばマイクロバスを借りるとか。時期にもよると思いますが、非常に暑かったので、予算の関係で労働局の車を利用しなければならないというのは分かりますが、パツに4人がフル乗車となると、なかなか厳しいかなと思いました。予算の都合があるのであればしょうがないとは思いますが、どうでしょうか。

○事務局

前は、大変ご迷惑をお掛けしました。前は人数がちょうどよかったので、官用車での移動の形でやらせていただきました。予算的な問題があり、来年度も基本的には同じようなスタイルになろうかと思います。

対象業種についても、ご意見をお願いします。

○丸山会長

沿岸北部ということには全く異論はなく、2か所ということを見ると、沿岸に絞るということと、北部ということでもう少し広げて、ということ

すが、業種で、是非ここは可能であれば聞きたいというところがあればお願いします。

○佐々木委員

逆に、業種がどの程度あるのかということになると思います。私が知っている範囲では、縫製関係や、大きいところではブローラーがありますし、工業関係ですと電子部品も一部、小さいところがあったと思いますが、特にも岩手県最低賃金に引っかかってくるのかなと思います。

○丸山会長

令和元年に県北のブローラー、縫製ということで実施しましたが、だいぶ時間も経っていますし、コロナということもありますので、もう一度ということでも良いのかなとは思っています。

○熊谷委員

さらに加えるのであれば、水産加工というのも良いのかなと思います。もちろんブローラーやアパレル関係もありますが、私は前回も行ったので、次は水産加工など食品製造関係が良いと思います。あとは、一部電子関係もありますが、私の頭にあるところは了解してくれるかどうかかわからないです。限られた数になってしまうのでご苦勞をおかけすることになると思いますが、よろしくをお願いします。

○松川委員

アクセスも良くなりましたので、宮古までだと小1時間ですし、そこから北のほうに行くにも、時間的な制限はだいぶ緩和されましたので、水産加工、特にサンマやサケが獲れないということでだいぶ大きく影響すると思いますので、視察して見たいと思います。

○瀬川委員

やはりこのコロナ禍でかなり打撃は受けていましたが、ここに来て観光産業の戻りが入って来て、観光に対する様々な支援策も入って来ていますので、時期的にいつかということはあると思いますが、来年度の春から夏前くらいであれば、観光の方にどのくらい戻って来ているのか視察することを提案します。

○事務局

瀬川委員がおっしゃった観光というのはどういった感じのことなのでしょうか。

○瀬川委員

一般的にはホテル・旅館業だと思います。

○事務局

承知しました。

○丸山会長

それでは、今、委員から出た要望を踏まえて、具体的に実施可能なところをいくつか考えていただき、次回にはもう少し具体的な審議ができればと思います。

○事務局

次に3点目、運営小委員会の開催についてです。令和4年7月1日に開催した、第2回本審において労働者代表委員から提案があった、「特定（産業別）最低賃金の必要性審議を行う特別小委員会において、意向表明を行っている5産業すべてに参考人招致をすること。」については、運営小委員会を別途開催し、審議することとしておりました。

運営小委員会の委員は、岩手地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領第3条で、公労使各2名の本審委員で構成することになっております。

公益代表委員はすでに決まっておりますので、労働者代表委員及び使用者代表委員各2名の推薦をお願いします。委員が決まりましたら、日程調整のうえ開催のご案内いたします。

○丸山会長

運営小委員会の開催について、また、委員の推薦について質問がありましたらご発言をお願いします。

○藤田委員

確認ですが、この運営小委員会での審議の提案については、やる・やらないということを含めて白紙の状態からスタートということによろしいのでしょうか。また、推薦はいつ頃までにご案内すればよろしいでしょうか。

○丸山会長

1点目については最後のところで私の方からご説明しましたが、いろいろな意見が出た中で、具体的に実現の可能性について検討しないと、そもそも最終的な結論が出ないということで、運営小委員会で、もしもやるとすれば、どのような課題があつて、どのように解決して、どのように運営していけば良いかということをお話し合っていて、その報告を踏まえて、結論はこの本審議会ということになりますので、必ず開催する、しないを決めての審議ではなく、それを含めての審議をしていただければと思います。

それから2点目については事務局からお願いします。

○事務局

委員の推薦については、公示などの手続きの必要がありませんので、お名前だけを頂戴できればよろしいです。期限は特にありませんが、どのく

らいの時間が必要でしょうか。

○藤田委員

一週間です。

○丸山会長

労働者側も一週間でよろしいですか。

(労働者側からはいの声。)

それではそのように取り扱いたいと思います。ほかにありますか。

○事務局

最低賃金に関する要請が提出されておりますので報告します。

資料No. 5をご覧ください。令和4年9月30日、共生ユニオンいわてから、岩手労働局長あて「地域別最低賃金 再改正の要請」が提出されております。要請要旨を読み上げて報告させていただきます。

(事務局で読み上げて報告。)

○丸山会長

報告いただきました。よろしいでしょうか。

○原委員

共生ユニオンというのはどういうところで、どういう存在なのでしょうか。

○事務局

共生ユニオンいわてのホームページに記載されていることを読み上げましてご報告したいと思います。

(ホームページの記載内容を読み上げて報告した。)

○丸山会長

今のところは、このホームページの情報くらいしかないということです。いずれにしても労働局長あてにこの本審議会に要請されているのですが、ここが名指されているので参考として報告していただいたということかと思います。こういう要請があったということでもよろしいですね。

○松川委員

異議申出期間に同じ文書で日付が違うものが出されると、異議になるのでしょうか。

○事務局

異議というよりは要請という形で来ていると思います。また、タイミングからしても異議とは少し違うのではないかと思います。

あくまでも岩手県最低賃金の再改正の要請であり、すでに岩手県最低賃金の異議申出期間は終わっていますので、今回は別になると思います。

○丸山会長

正式に諮問を受けて審議決定して手続きも終了していますので、もう一回やるというよりは要請があったということで、宛先は、会長ではなく労働局長ということになります。

2 その他

○丸山会長

それでは議題2「その他」に入ります。委員の皆様から何かございますか。

○瀬川委員

事務局にお願いなのですが、今回の特定(産業別)最低賃金の各専門部会の日程調整にだいぶご苦労されていると思いますし、実際に結構ギリギリのところまで8時から開始だとか、12時半から開始だとかで、それぞれ工夫して皆さん参加されていたとっております。我々自身もかなりキツキツで出ていましたので、可能であればもう少し早めに日程調整を図っていただければと思います。そもそも専門部会の採決が多くなってきたりすると、出席欠席で結構状況も変わってきたりするので、努力されているのは重々承知のうえで、なんとか早めをお願いします。

○事務局

言い訳がましくて大変恐縮ですが、私の方でもそのように考えておりました。今回、岩手県最低賃金が3週間遅れましたので、それを挽回しようとしたことと、そして特定(産業別)最低賃金の委員さんが任命されないことには日程調整を開始しづらいということで、今回は任命した日に日程調整に入りましたが、それでもこのような状況であったということでご理解いただきたいと思います。

○丸山会長

正式に委員として決まってから、というのが本来の手続きだと思います。瀬川委員、いかがですか。

○瀬川委員

法律的な縛りはあるでしょうけれども、ある程度可能な日程だけを事前に抑えておくというようにしても良いのではないかと、私は思います。

○丸山会長

ただ、早めに予定を聞いていたけれども、後から予定が変わったということになる可能性もあるので、そのバランスをとるのに事務局も苦労されているのかなと思います。いずれにしても今回非常に苦労されて、審議会の場で日程が動きましたので、事務局の方も早めの日程調整ということを重々感じておられるかと思いますが、さらに工夫をしてください、ということでもよろしいでしょうか。

ほかに発言はありますか。

(発言はなかった。)

発言がないようなので、これで議事を終了といたします。